

国立大学法人東京農工大学事務組織規程の一部を改正する規程

国立大学法人東京農工大学事務組織規程（16 経教 規程第78号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p>国立大学法人東京農工大学事務組織規程</p> <p>平成16年11月22日 16 経教 規程第78号</p> <p>第1条～第2条 省略</p> <p>（チーム等）</p> <p>第3条 役員会の下に、総務チーム、計画評価チーム、広報・社会貢献チーム、学術情報チーム、人事チーム、研究支援・産学連携チーム、国際交流推進チーム、財務企画チーム、<u>資金管理運用チーム</u>、キャンパス整備チーム、環境安全・衛生管理チーム、学務チーム、<u>大学教育センター支援チーム</u>、入試チーム、府中地区総務チーム、府中地区会計チーム、<u>府中地区教務・学生支援チーム</u>、<u>小金井地区総務チーム</u>、<u>小金井地区会計チーム</u>及び<u>小金井地区教務・学生支援チーム</u>を置く。</p> <p>第4条～第7条 省略</p> <p>第8条～第9条 省略</p> <p>第10条～第16条 省略（現行どおり）</p> <p>（財務企画チーム）</p> <p>第17条 財務企画チームにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 会計事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</p> <p>二 予算に関すること。</p>	<p>第1条～第2条 省略（現行どおり）</p> <p>（チーム等）</p> <p>第3条 役員会の下に、総務チーム、計画評価チーム、広報・社会貢献チーム、学術情報チーム、人事チーム、研究支援・産学連携チーム、国際交流推進チーム、財務企画チーム、<u>資産管理チーム</u>、キャンパス整備チーム、環境安全・衛生管理チーム、学務チーム、<u>学生支援チーム</u>、<u>入試チーム</u>、<u>府中地区総務チーム</u>、<u>府中地区会計チーム</u>、<u>府中地区学生サポートセンターチーム</u>、<u>小金井地区総務チーム</u>、<u>小金井地区会計チーム</u>及び<u>小金井地区学生サポートセンターチーム</u>を置く。</p> <p>第4条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p><u>（大学教育センター担当室）</u></p> <p><u>第7条の2 本部に、大学教育センター担当室を置く。</u></p> <p><u>2 大学教育センター担当室に、大学教育センター担当室長を置く。</u></p> <p><u>3 大学教育センター担当室長は、上司の命を受け、大学教育センター担当室の事務を総括する。</u></p> <p>第8条～第9条 省略（現行どおり）</p> <p>（特定の職務を担当する係長）</p> <p>第9条の2 チームに、特定の職務を担当する係長を置くことができる。</p> <p>第10条～第16条 省略（現行どおり）</p> <p>（財務企画チーム）</p> <p>第17条 財務企画チームにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 会計事務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。</p> <p>二 予算に関すること。</p> <p><u>三 決算に関すること。</u></p>

三 振替伝票の確定及び総勘定元帳への記入に関する事。

四 不動産に関する事。

五 会計機関印の保守に関する事。

六 会計諸規程の立案に関する事。

七 入札執行の立合に関する事。

八 旅費に関する事。

九 会計に関する渉外事務を処理する事。

十 物品の管理及び処分に関する事。

十一 武蔵野荘等の管理運営に関する事。

十二 チームの所掌事務の諸報告に関する事。

十三 その他会計事務で資金管理運用チーム、キャンパス整備チーム、府中地区会計チーム、小金井地区会計チームの所掌に属さない事務を処理する事。

第18条 省略

(資金管理運用チーム)

第19条 資金管理運用チームにおいては、次の事務をつかさどる。

一 収入及び支出(用途特定寄附金及び補助金等並びに共済関係資金を含む。)に関する事。

二 現金、小切手及び有価証券等の出納保管に関する事。

三 債権及び未収金の管理に関する事。

四 資金の前渡し等に関する事。

五 決算に関する事。

六 計算証明に関する事。

七 余裕資金の運営に関する事。

八 チームの所掌事務の諸報告に関する事。

九 その他会計経理に関する事務を処理する事。

第20条～第21条 省略

(学務チーム)

四 計算証明に関する事。

五 振替伝票の確定及び総勘定元帳への記入に関する事。

六 会計機関印の保守に関する事。

七 会計諸規程の立案に関する事。

八 入札執行の立合に関する事。

九 旅費に関する事。

十 会計に関する渉外事務を処理する事。

十一 チームの所掌事務の諸報告に関する事。

十二 その他会計事務で資産管理チーム、キャンパス整備チーム、府中地区会計チーム、小金井地区会計チームの所掌に属さない事務を処理する事。

第18条 省略(現行どおり)

(資産管理チーム)

第19条 資産管理チームにおいては、次の事務をつかさどる。

一 収入及び支出(用途特定寄附金及び補助金等並びに共済関係資金を含む。)に関する事。

二 現金、小切手及び有価証券等の出納保管に関する事。

三 債権及び未収金の管理に関する事。

四 資金の前渡し等に関する事。

五 不動産に関する事。

六 物品の管理及び処分に関する事。

七 武蔵野荘等の管理運営に関する事。

八 余裕資金の運営に関する事。

九 チームの所掌事務の諸報告に関する事。

十 その他会計経理に関する事務を処理する事。

第20条～第21条 省略(現行どおり)

(学務チーム)

第22条 学務チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 教務及び学生生活に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 教育改革に関し、企画・立案し、及び連絡調整すること。
- 三 大学教育委員会及び学生生活委員会等の諸会議に関すること。
- 四 教育課程及び授業計画に関すること。
- 五 学務情報システムの企画・管理・運営に関すること。
- 六 学部学生の入学手続に関すること
- 七 教育職員免許及び学芸員資格の取得等に関すること。
- 八 学籍の管理に関すること。
- 九 学位記の発行に関すること。
- 十 学生団体の指導及び監督に関すること。
- 十一 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- 十二 奨学金、授業料等の免除等に関すること。
- 十三 学生便覧、グリーンキャンパス等学生関係広報資料の編集及び発行に関すること。
- 十四 学寮及び合宿研修施設の管理運営に関すること。
- 十五 学生の保健管理に関すること。
- 十六 学生の就職指導に関すること。
- 十七 学生生活についての諸証明に関すること。
- 十八 保健管理センターに関すること。
- 十九 チームの所掌事務に関する調査統計に関すること。
- 二十 その他大学教育センター支援チーム、入試チームの所掌に属しない事務を処理すること。

第22条 学務チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 教務に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 教育改革に関し、企画・立案し、及び連絡調整すること。
- 三 大学教育委員会等の諸会議に関すること。
- 四 教育課程及び授業計画に関すること。
- 五 学務情報システムの企画・管理・運営に関すること。
- 六 学部学生の入学手続に関すること
- 七 教育職員免許及び学芸員資格の取得等に関すること。
- 八 学籍の管理に関すること。
- 九 学位記の発行に関すること。
- 十 チームの所掌事務に関する調査統計に関すること。
- 十一 その他学生支援チーム及び入試チームの所掌に属しない事務を処理すること。
(学生支援チーム)

第23条 学生支援チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 学生生活支援に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 学生生活委員会等の諸会議に関すること。
- 三 学生団体の指導及び監督に関すること。
- 四 学生の表彰及び懲戒に関すること。
- 五 奨学金、授業料等の免除等に関すること。
- 六 学生便覧、グリーンキャンパス等学生関係広報資料の編集及び発行に関すること。
- 七 学寮及び合宿研修施設の管理運営に関すること。
- 八 学生の保健管理に関すること。
- 九 学生の就職指導に関すること。
- 十 学生生活についての諸証明に関すること。

(大学教育センター支援チーム)

第23条 大学教育センター支援チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 大学教育センターに関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 全学的視野に立ったカリキュラムの立案と支援に関すること。
- 三 学生の受入に関する諸事項の調査・解析・立案に関すること。
- 四 教育評価についての研究・実施に関すること。
- 五 ファカルティ・ディベロップメント (FD) の推進及び教育改善の支援に関すること。
- 六 教育全般にわたる調査研究に関すること。
- 七 その他大学教育センターに関する事務を処理すること。

(入試チーム)

第24条 入試チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 入学者の選抜に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。
- 二 入学者選抜方法の改善に関し企画、立案すること。

三 所掌事務の調査統計に関すること。

四 その他入学者選抜に関すること。

第25条 省略(現行どおり)

十一 保健管理センターに関すること。

十二 チームの所掌事務に関する調査統計に関すること。

十三 その他学生生活支援全般に関すること。

(入試チーム)

第24条 入試チームにおいては、次の事務をつかさどる。

一 入学者の選抜に関し、総括し、連絡し、及び調整すること。

二 入学試験委員会等の諸会議に関すること。

三 大学入試センター試験に関すること。

四 所掌事務の調査統計に関すること。

五 その他入学者選抜に関すること。

(大学教育センター担当室)

第24条の2 大学教育センター担当室においては、次の事務をつかさどる。

一 大学教育センターに関し、総括し、連絡し、及び調整すること。

二 全学的視野に立ったカリキュラムの立案と支援に関すること。

三 学生の受入に関する諸事項の調査・解析・立案に関すること。

四 教育評価についての研究・実施に関すること。

五 ファカルティ・ディベロップメント (FD) の推進及び教育改善の支援に関すること。

六 教育全般にわたる調査研究に関すること。

七 その他大学教育センターに関する事務を処理すること。

2 前項第2号から5号までに係る事務については、学務チーム及び入試チームの協力の下に行うものとする。

第25条 省略(現行どおり)

(府中地区会計チーム)

第26条 府中地区会計チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 契約事務の総括及び府中地区に係る物品調達及び役務契約に関すること。
- 二 分任出納役に関わる収入事務に関すること。
- 三 部局予算に関すること。
- 四 府中地区に係る建物等の維持管理に関すること。
- 五 チームの諸報告に関すること。

(府中地区教務・学生支援チーム)

第27条 府中地区教務・学生支援チームにおいては、農学教育部・農学部に係る次の事務をつかさどる。

一~十一 省略

- 十二 奨学金及び学生に対する経済援助に関すること。
- 十三 授業料等の免除及び徴収猶予に関すること。
- 十四 学生証の発行に関すること。
- 十五 学生の就職に関すること。
- 十六 学生の健康管理、安全保持及び福利厚生に関すること。
- 十七 学生の福利厚生施設、課外活動施設の運用及び環境衛生に関すること。
- 十八 学生の課外活動に関すること。
- 十九 学生団体に関すること。
- 二十 所掌事務の調査統計及びその他諸報告に関すること。
- 二十一 その他教務及び学生生活に関すること。

2 前項の府中地区教務・学生支援チームを、府中地区学生サポートセンターと称する。

(小金井地区総務チーム)

第28条 小金井地区総務チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 小金井地区に係る運営委員会及び教授会等に関すること。
- 二 小金井地区の事務全般に係る総括に関すること。
- 三 部局長の職務の補佐に関すること。
- 四 生物システム応用科学教育部に関すること。
- 五 技術経営研究科に関すること(小金井地区会計チーム及び小金井地区教務・学生支援

(府中地区会計チーム)

第26条 府中地区会計チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 契約事務の総括(政府調達事務を含む。)及び府中地区に係る物品調達及び役務契約に関すること。
- 二 分任出納役に関わる収入事務に関すること。
- 三 部局予算に関すること。
- 四 府中地区に係る建物等の維持管理に関すること。
- 五 チームの諸報告に関すること。

(府中地区学生サポートセンターチーム)

第27条 府中地区学生サポートセンターチームにおいては、農学府・農学部に係る次の事務をつかさどる。

一~十一 省略(現行どおり)

十二 取得可能な資格の認定等に係る関係官公庁への申請及び変更等の諸手続に関すること。

- 十三 奨学金及び学生に対する経済援助に関すること。
- 十四 授業料等の免除及び徴収猶予に関すること。
- 十五 学生証の発行に関すること。
- 十六 学生の就職に関すること。
- 十七 学生の健康管理、安全保持及び福利厚生に関すること。
- 十八 学生の福利厚生施設、課外活動施設の運用及び環境衛生に関すること。
- 十九 学生の課外活動に関すること。
- 二十 学生団体に関すること。
- 二十一 所掌事務の調査統計及びその他諸報告に関すること。
- 二十二 その他教務及び学生生活に関すること。

(小金井地区総務チーム)

第28条 小金井地区総務チームにおいては、次の事務をつかさどる。

- 一 小金井地区に係る運営委員会及び教授会等に関すること。
- 二 小金井地区の事務全般に係る総括に関すること。
- 三 部局長の職務の補佐に関すること。
- 四 生物システム応用科学教育部に関すること。
- 五 技術経営研究科に関すること(小金井地区会計チーム及び小金井地区学生サポートセン

<p>チームの所掌に属する事務を除く。)</p> <p>六 工学部附属施設に関すること。</p> <p>七 その他小金井地区の他チームに属さない事務に関すること。 (小金井地区会計チーム)</p> <p>第29条 小金井地区会計チームにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 小金井地区に係る物品調達及び役務契約に関すること。</p> <p>二 部局予算に関すること。</p> <p>三 政府調達事務に関すること。</p> <p>四 分任出納役に関わる収入事務に関すること。</p> <p>五 小金井地区に係る建物等の維持管理に関すること。</p> <p>六 チームの諸報告に関すること。 (小金井地区教務・学生支援チーム)</p> <p>第30条 小金井地区教務・学生支援チームにおいては、工学教育部・工学部及び技術経営研究科に係る次の事務をつかさどる。</p> <p>一～十 省略</p> <p>十一 奨学金及び学生に対する経済援助に関すること。</p> <p>十二 授業料の免除及び徴収猶予に関すること。</p> <p>十三 学生証の発行に関すること。</p> <p>十四 学生の就職に関すること。</p> <p>十五 学生の健康管理、安全保持及び福利厚生に関すること。</p> <p>十六 学生の福利厚生施設、課外活動施設の運用及び環境衛生に関すること。</p> <p>十七 学生の課外活動に関すること。</p> <p>十八 学生団体に関すること。</p> <p>十九 所掌事務の調査統計及びその他諸報告に関すること。</p> <p>二十 その他教務及び学生生活に関すること。</p> <p>2 前項の小金井地区教務・学生支援チームを、小金井地区学生サポートセンターと称する。</p> <p>第31条 省略 附 則 省略</p>	<p>ターチームの所掌に属する事務を除く。)</p> <p>六 工学部附属施設に関すること。</p> <p>七 その他小金井地区の他チームに属さない事務に関すること。 (小金井地区会計チーム)</p> <p>第29条 小金井地区会計チームにおいては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 小金井地区に係る物品調達及び役務契約に関すること。</p> <p>二 部局予算に関すること。</p> <p>三 分任出納役に関わる収入事務に関すること。</p> <p>四 小金井地区に係る建物等の維持管理に関すること。</p> <p>五 チームの諸報告に関すること。 (小金井地区学生サポートセンターチーム)</p> <p>第30条 小金井地区学生サポートセンターチームにおいては、工学府・工学部及び技術経営研究科に係る次の事務をつかさどる。</p> <p>一～十 省略(現行どおり)</p> <p>十一 取得可能な資格の認定等に係る関係官公庁への申請及び変更等の諸手続に関すること。</p> <p>十二 奨学金及び学生に対する経済援助に関すること。</p> <p>十三 授業料の免除及び徴収猶予に関すること。</p> <p>十四 学生証の発行に関すること。</p> <p>十五 学生の就職に関すること。</p> <p>十六 学生の健康管理、安全保持及び福利厚生に関すること。</p> <p>十七 学生の福利厚生施設、課外活動施設の運用及び環境衛生に関すること。</p> <p>十八 学生の課外活動に関すること。</p> <p>十九 学生団体に関すること。</p> <p>二十 所掌事務の調査統計及びその他諸報告に関すること。</p> <p>二十一 その他教務及び学生生活に関すること。</p> <p>第31条 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり)</p>
--	---

附 則(18 規程第14号)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。